

昭和3年の富山都市計画（その3）

計画の立案過程および関与した土木技術者について

白井 芳樹¹

¹正会員 （〒274-0072 千葉県船橋市三山3-14-5）

E-mail:maruko41shirai@gmail.com

昭和3年の富山都市計画の眼目は富岩運河と廃川地区画整理の組合せで、これは全国的に珍しいとされている。富山市において神通川廃川地処分問題は明治末から大きな課題であった。官民による処分計画が出されたが、いずれも廃川地のみを対象とするものだった。大正15年に出された処分案が下流の新設運河と廃川地埋立てを組み合わせる計画で、この計画を基に昭和3年の都市計画が策定された。

本稿は、大正15年の処分計画案に至る経緯を調べ、その計画案の作成者を探ろうとするものである。

Key Words : *the Showa Era, the City Planning of Toyama, process of the Planning, civil engineer*

はじめに

大正13年に富山市に都市計画法が適用された。富山県や富山市が都市計画に期待していたのは、神通川廃川地の処分問題を片付けることであった。昭和3年に富山都市計画が定められ、廃川地下流の運河と廃川地の区画整理を同時に行うことにより、廃川地処分問題が片付くこととなった。この運河と区画整理の組合せは珍しいもので、富山都市計画の特徴の一つとされている。

神通川廃川地問題は明治年間の第二次改修事業により生じたもので、富山市の都市整備上大きな障碍となっていた。そのため、明治末以来官民による廃川地処分計画案がいくつも提案された。本稿は、これら官民による廃川地処分計画案の変遷を調査し、珍しい都市計画案が作成された経緯を明らかにすると共に関与した土木技術者を探るものである²⁾。

1. 廃川地処分問題と富山都市計画の経緯

（1）廃川地処分問題

明治36年に神通川の馳越線工事が竣工したが、計画の狙いが外れて捷水路たる馳越線を平水が流れるようになり、様々な問題が生じた。富山市の都市整備上問題となったのは次の3点である¹⁾。

- ①本川として機能するはずだった旧河道が干上がり、そのままでは利用困難な土地となった。しかも旧来の中心市街地と富山駅前地区（明治41年富山駅開業）との連絡の妨げになっていた
- ②旧河道の流水が著しく減少し東岩瀬港から市街地内

部への舟運が不能になった

- ③旧河道沿岸市街地の排水が困難になった

旧河道（廃川地）の処理の要は、埋立造成し利用可能な土地にすること（①の問題）及び水路を確保し舟運と排水に利用すること（②、③の問題）を同時に解決することであり、これを実行するために都市計画法の適用・施行が切望されていた。

（2）富山都市計画の経緯

富山県、富山市ともに都市計画法の適用を求めて国に働きかけた結果、大正13年6月に都市計画法が適用になった。昭和3年の富山都市計画決定までの経緯は次のとおりである。大正8年制定の旧都市計画法においては、都市計画は国の事務であり、以下の経緯からその手続等が分かる。

①都市計画法の適用

大正13年5月29日勅令、6月1日富山市に都市計画法が適用²⁾

②都市計画富山地方委員会の設置

大正13年6月1日会長に富山県知事伊東喜八郎、委員に富山市長牧野平八郎就任、同年10月8日までに委員全員が就任し委員会が正式に発足
なお、委員会の事務局にあつて都市計画の調査立案にあたる技師の就任は翌14年3月9日

③第1回都市計画富山地方委員会の開催

大正14年3月30日に最初の都市計画富山地方委員会が開催され、会議規則制定案等が可決された。

④富山都市計画区域の決定

大正15年1月28日内務大臣が都市計画富山地方委員

会に都市計画区域案を諮問

大正 15 年 3 月 22 日第二回都市計画富山地方委員会開催、諮問案を原案通り可決

大正 15 年 4 月 12 日内閣認可、内務大臣決定

⑤神通川廃川地処分に関する件

昭和 2 年 11 月 25 日富山県知事が富山県会に神通川廃川地処分に関する件を諮問

昭和 2 年 12 月 3 日富山県会が富山県知事に神通川廃川地処分に関する件を答申

⑥富山都市計画区域の変更（東岩瀬町等を追加）

昭和 3 年 1 月 23 日内務大臣が都市計画富山地方委員会に諮問

昭和 3 年 3 月 14 日第 3 回都市計画富山地方委員会開催、諮問案を原案通り可決

昭和 3 年 3 月 20 日内閣認可、内務大臣決定

⑦富山都市計画街路、運河、公園、土地区画整理の決定

昭和 3 年 3 月 2 日内務大臣が都市計画富山地方委員会に付議

昭和 3 年 3 月 14 日第 3 回都市計画富山地方委員会開催、付議案を原案通り可決

昭和 3 年 3 月 20 日内閣認可、内務大臣決定

昭和 3 年 3 月 26 日富山県会が都市計画富山地方委員会の都市計画を県会として可決

⑧富山都市計画事業街路新設拡築及び運河新設並びに事業年度割の決定

昭和 3 年 3 月 2 日内務大臣が都市計画富山地方委員会に付議

昭和 3 年 3 月 14 日第 3 回都市計画富山地方委員会開催、付議案を原案通り可決

昭和 3 年 3 月 20 日内閣認可、内務大臣決定

昭和 3 年 3 月 26 日富山県会が都市計画富山地方委員会の都市計画を県会として議決

昭和 3 年 3 月 27 日内務大臣が富山都市計画事業を執行する行政庁として富山県知事を指定

⑨神通川旧河道の公用廃止（廃川処分）

昭和 2 年 12 月 19 日富山県知事が内務大臣に神通川河川敷地並附属物公用廃止に関する認可を申請

昭和 3 年 1 月 28 日内務大臣認可

昭和 3 年 3 月 30 日富山県告示第 145 号

（補足説明）

⑤の「廃川地処分」は、下流新設運河と廃川地の埋立て・区画整理を組合せる都市計画案である。⑨の「廃川処分」は、廃川地処分を含む都市計画の決定と併行して河川の公用廃止を行ったものである。

⑥、⑦、⑧はともに同じ第 3 回都市計画富山地方委員会で可決された後、同時に内閣の認可を経て内務大臣が決定したものである。本稿では⑦乃至⑧を昭和 3 年の富山都市計画と呼んでいる。

2. 廃川地処分計画の変遷；単独処分から新設運河・廃川地処分一体案へ

前章第 1 節でみた廃川地処分の問題は、廃川地下流に新設する運河と廃川地の埋立てを組み合わせることにより最終的に解決をみることになる。この運河・廃川地組合せ案が公表されたのは、前節第 2 項でみたように昭和 2 年 11 月に県知事から県会に諮問された時である。従って、県会諮問の前までに県当局において運河・廃川地組合せ案が作成されていたことが分かる。

明治 36 年に神通川第二次改修事業（馳越線工事）が完了してほどなく廃川地処分問題が浮上し、それ以降、官民の様々な立場から種々の計画案が出され、運河・廃川地組合せ案に至る。以下、主な計画案について述べる。

（1）最初の廃川地処分案；運河開削が主題

記録に残る最初の廃川地処分に関する案は、明治 43 年に見られる。同年 5 月乃至 6 月に来県した平田東助内務大臣に対して富山市会の橋本議長が神通川の「河身改修廃川地処分断行」を陳情したもので、次のような内容である³⁾。

神通川馳越線工事以来、本流部は流水が枯渇し水運業者が困り果てていること、馳越線は河道として未完成なため水害の危険極めて大なることを訴えたのち、「馳越を本川と爲し前述廃川となるべき本流を処分して運河を通じ將た馳越より下流東岩瀬港口に達する全体を改修し以て百年の大計を確立せられんことを要望して止まざるなり」と陳情した。

その主旨は、第一に水運確保のために「廃川となるべき本流を処分して運河を通じ」ること、第二に洪水対策のために「馳越より下流東岩瀬港口に達する〔河身の〕全体を改修」することである。廃川地については運河を開削することが中心で、その後の廃川地については「処分」と言うのみで、埋立てや利用計画については言及していない。馳越線の竣工から 7 年、馳越線工事以前は行われていた舟運を復活させることが緊急の課題となっていたことの反映と思われる。

（2）民間企業による運河開削・埋立て造成地経営案

廃川地に運河を開削して舟運を復活させ、残余の土地を埋立て造成する案が最初に見られるのは、大正 8 年 5 月に富岩運河株式会社が県に提出した願書においてである。この会社は、廃川地終端から東岩瀬港まで運河を開削することを目的に設立されたもので発起人の過半は県外の人間であった⁴⁾。

報道記事によると、その計画案は次のようなものである。「第一期計畫〔の運河〕としては廢川地一帯即ち富山市七軒町裏より本川合流點までとし」、「運河の幅員は 30 間とし約 8 尺の水深を保たしむる設計なり […]」

是と同時に同會社が廢川地の拂ひ下げを受けて新市街及工場地を經營せんとする目的して廢川地拂ひ下げ願をも提出」した。

この計画案の特徴は、廢川地に運河を開削する他に、「廢川地の払下げを受けて新市街及び工場地を会社が経営する」という点である。但し、会社による経営の内容は不明である。なお、この計画案には、「第二期計畫」として神通川本川合流点より東岩瀬港まで運河（富岩運河）を新設する案が含まれているが、廢川地処分とは別の独立した計画になっていた。

会社が県に願ひ出した結果は分からないが、当時、県は廢川地の一部に県立中学校（神通中学校、現富山中部高校）の設置を検討したようであり⁵⁾、折角の願ひ出は聞き置く程度だったのかも知れない。

（3）県土木課の計画による運河開削・埋立て造成案

大正 14 年 8 月に県土木課の案が報じられた⁶⁾。前述の計画案と同様、廢川地に運河を開削し、残余の土地を埋立て造成し処分する案であるが、県の案という点が大きく異なっている。

計画案は「廢川地の延長二千間、敷地約三十万坪で、運河の河幅三十間と假定すれば十萬坪を要するから、自餘の土地二十万坪を新市街地の建設に利用する」内容であった。この計画案は「井上孝哉氏の知事時代から研究調査を繰返されて出来た」もので、「相当權威あるものと認められてゐる様」だという。そして現在は吉武土木課長の手に伏せられていると伝えている。

この報道がなされた当時、既に富山市に都市計画法が施行され、都市計画区域設定の準備が為されていたところである。この時点でなお廢川地に「河幅三十間」の運河を掘削し残余の土地を造成処分する案が「相当權威あるものと認められてい」たという点、翌年県から提示される下流新設運河・廢川地組合せ案のことは全く念頭にない様子に留意すべきである。

井上孝哉は、大正 6 年 1 月 29 日に前職東洋拓殖理事から第 16 代富山県知事に就任、同 8 年 4 月 17 日まで在職した。富山県知事時代に運河構想に大きな関心を示し、県に運河審議会を設置し（同 7 年 12 月 15 日）、旧庄川河道に開削する高伏運河計画を審議させている。県都の神通川旧河道についても熱心だったのは当然であろう。

以上、廢川地処分案の主なものを述べたが、いずれも廢川地に運河を開削し、残余の土地を埋立て造成し市街地とする計画であり、廢川地のみを対象に考える点、埋立土砂の調達に言及がない点で共通している。

（4）県が市に提示した下流運河・廢川地組合せ案

大正 15 年 10 月 25 日、富山県知事白上佑吉は富山市長牧野平五郎に対して廢川地処分案を二案示した。一つ

は下流に新設する富岩運河と切り離して廢川地処分を実施する案、もう一つは富岩運河と廢川地処分を繋ぎ合わせて行う案、すなわち運河掘削土砂で廢川地を埋め立てる案である。最初の案は、従来から検討されてきた廢川地のみを対象に考える案であるが、二つ目の案は、運河と廢川地を組合せ、運河掘削と廢川地埋立てを同時に実施する案である。公式の記録が不明なため、複数の報道記事を基に整理すると二つの計画の内容は次のようなものである⁷⁾。

○富岩運河・廢川地処分を切り離して実施する案（運河切り離し案）

- ・富岩運河の開削に約 360 万円かかる
- ・廢川地の埋立に約 110 万円、道路工事費を見込んで約 210 万円
- ・廢川地の埋立は神通川の土砂を利用するため埋立工期は最低 6 年

○富岩運河と廢川地処分を繋ぎ合わせて実施する案（運河一体案）

- ・富岩運河を開削してその掘削土砂で廢川地を埋立てるため全体の費用は、道路工事費を見込んで約 370 万円
- ・埋立には機関車を利用できるため、工期が短縮され約 4 年

表-1 大正 15 年の廢川地処分案の比較

	運河切離し案	運河一体案
運河開削費	360 万円	270 万円
廢川地埋立費	110 万円	
廢川地整備費	100 万円	100 万円
費用合計	570 万円	370 万円
埋立土砂調達	神通川掘削	富岩運河掘削
埋立工期	6 年	4 年

どう見ても運河一体案が得策と考えられるし、実際に県、市、商業会議所の意見は富岩運河・廢川地処分同時施行案で一致した。

しかし、一方で市当局が「何分この問題は百年の大計であつて今から縣當局の意見と衝突すやうでならぬ」「縣當局ではこの二大事業を切り離して爲す方が良いとの意向らしく噂されて居るが果して事實だとすれば猶一層奥深く考慮を要する」と語っていることから、県内部では必ずしも意見がまとまっていなかった様子が窺える。

「二大事業を切り離して爲す」案は前述の県土木課が歴代知事の下で長年温めてきた計画案である。報道記事から土木課が自らの案に固執していた様子が窺える。

この計画案は、次の点で画期的であった。

第一に、富岩運河開削と廢川地埋立処分を同時に行うこと。すなわち運河掘削土砂で廢川地を埋め立てるという点である。以前の案は全て廢川地のみで処分を考える内容だった。また、富岩運河の構想は第 2 章でみたように大正 8 年頃からあったが、廢川地処分とは別の計画と

されていた。

第二に、県が主体的に廃川地処分問題について検討し、その案を提示した点である。以前は県土木課で調査研究されていたが、県の案として対外的に示されることがなかった。

この計画案に都市計画の装いが施され、第1章の経緯で見たように、昭和2年11月の「⑤神通川廃川地処分に関する件」を経て昭和3年3月の「⑦富山都市計画街路、運河、公園、土地区画整理の決定」になったのである。では、富山都市計画の基となったこの計画案（以下「計画原案」という）の作成に当たったのは誰であったのか、次章で述べる。

3. 富山都市計画の原案に関わった土木技術者

（1）事実の整理

まず前章で述べたことを整理しておく。

①大正15年10月25日に、富山県が廃川地処分案を富山市に示した；時期と主体

②下流に新設する運河と廃川地の埋立造成を組みあわせる案である；計画原案の内容

③計画原案には県、市、商業会議所が賛成した；計画原案の支持

④県内部には運河・廃川地切り離し案を良しする意向の噂があった；計画原案に反対

以上の事実を手がかりとして関係した部局、さらに関係した土木技術者を推測し、もっとも可能生のある土木技術者を特定する。

（2）関係する部局

1）県土木課

廃川地を所管するのは県土木課である。土木課は、明治16年に富山県が設置された時以来県内の河川、砂防、港湾、道路橋梁等インフラ整備を手がけてきた、伝統のある組織である。大正15年当時の課長は吉武正八（明治23年工手学校卒、大正10年3月～昭和2年8月在任）である。

しかし、上記②の内容の計画原案の作成に土木課に関わったとは考えられない。なぜなら土木課はそもそも廃川地処分は「運河開削・埋立造成案」により、下流運河とは切り離して行う方針であったから、それゆえ④のように計画原案が市に示された後もなお自らの案に固執したのであろう。

2）都市計画富山地方委員会

県の組織として土木課以外で考えられるのは、大正13年6月に組織された都市計画富山地方委員会である。同委員会は公式には内務省の組織であるが、会長が県知

事であること、「都市計画に関する基礎的調査資料の整備や都市計画地方委員会の経費を負担すること」となっていたことから⁸⁾、多くの面で県の組織として機能していたと考えられる。

大正15年に県が富山市に提示した計画原案は、次の理由からこの都市計画富山地方委員会が関係していたと考えられる。

①計画原案が1年後に都市計画案にまとめられたこと（昭和2年11月に都市計画案が県会に諮問され、また内務省に説明された）

②富山市内の廃川地と東岩瀬町等市域外の運河を合わせて面的に考えるのは都市計画の発想であること

③同委員会には既に土木技術者が技師として配置されていたこと

④県の組織で、土木課、当委員会以外に計画原案を作成し得る部局が見当たらないこと

以上のことから、大正15年10月に県知事から富山市長に提示された計画原案は、都市計画富山地方委員会が担当していたと考えてよからう。

（3）関与した土木技術者

では、都市計画富山地方委員会（以下「委員会」という）の誰が計画原案を作成したと考えられるだろうか。候補となる都市計画地方委員会技師で技術係長は次の二人である。

○黒岩隆

在任期間；大正14年3月9日～同15年2月20日

在任中の委員会議事；大正15年1月28日に内務大臣が委員会に都市計画区域案を諮問

○赤司貫一

在任期間；大正2月20日～昭和11年7月9日

在任中の委員会議事；大正15年3月22日第2回委員会で富山都市計画区域案を原案通り可決

昭和3年3月14日第3回委員会で富山都市計画区域の変更案（東岩瀬町等を追加）および富山都市計画街路、運河、公園、土地区画整理を原案通り可決

計画原案を作成したのはこの二人のどちらであるか、関連する事実と突き合わせることで推測してみる。

1）計画原案が提示された時期を基に推測する

計画原案は、大正15年10月25日に県から市に提示された。この時までには作成されていたのである。

○黒岩隆が計画原案を作成した可能性

次のような点を考え合わせると、黒岩の可能生は考えにくい。

①黒岩は同年2月に都市計画富山地方委員会技師を離任し、静岡地方委員会技師を務めていた。

②黒岩が在任中に計画原案を作成していた可能性もなはないが、その場合、計画原案の提示が黒岩離任後8

ヶ月経過後であること、また廃川地処分の切り札となる計画原案を作成した黒岩が在任1年足らずで転任したこと、この2点はいずれも不自然である。

③黒岩は在任中に最初の富山都市計画区域案を作成したと考えられるが、この区域案には下流の運河の起点となる東岩瀬町が含まれていない。黒岩が計画原案を作成していたのであればこの都市計画区域案は説明しがたいものである。また、初めて都市計画の仕事に従事する黒岩が11ヶ月余の間に都市計画区域案を作成し、さらに新たな廃川地処分案を作成することが可能であったか疑問である。

従って、計画原案提示の時期からすると、黒岩隆の可能性は低いと考えられる。

○赤司貫一が計画原案を作成した可能性

赤司の場合は、着任後7ヶ月後に計画原案が提示されており、赤司の可能性を否定するものは何もない。

以上のように、計画原案が提示された時期を考えると黒岩より赤司の方が可能性が高いと言える。

2) 計画原案の内容を基に推測する

計画原案は、下流に運河を新設し、その掘削土砂を廃川地まで運搬して埋立てて市街地として整備する内容である。黒岩隆も赤司貫一も都市計画地方委員会技師として仕事をするのは初めてのことである。着任時の年齢は、黒岩が35歳、赤司が36歳、初めて都市計画の仕事をするにあたり二人はそれまでの経験を総動員して取り組んだものと思われる。そこで二人の経歴を調べてみる⁹⁾。

○黒岩隆が計画原案を作成した可能性

黒岩の前職における経歴を調べると、京都帝大土木工学科卒業後、富山赴任までの間に6回職場を異動しているが、そのうち博多湾築港株式会社技師など3つの職場で港湾業務に従事し、内務省神戸土木出張所では高松港修築事務所主任を務めた経歴をもっている。

港湾修築事業の経験が神通川廃川地処分問題にどう役立ったのかは分からないが、少なくとも港湾事業の経験をもって計画原案作成者は黒岩であったとする積極的説明は困難である。

○赤司貫一が計画原案を作成した可能性

赤司は、京都帝大土木工学科を卒業し、富山赴任直前は熊本県埋築技師として熊本県海面埋地区事務所にて3年8ヶ月勤務していた。同事務所は県営干拓事業を実施する機関である。『日本土木史 大正元年～昭和15年』¹⁰⁾、『北新地郷土誌』¹¹⁾、『熊本県土地改良史』¹²⁾によると、赤司は埋築技師として、県営北新地及び南新地の干拓事業や北新地の耕地整理事業を経験している。干拓事業は海面浚渫土砂で干潟を埋立てるもので、出来上がった土地に耕地整理を施す事業であった。

赤司が都市計画富山地方委員会技師として、富山駅北に開削すべき運河があり、駅南に埋立て造成すべき廃川

地を眺めたとき、埋築技師としての経験から掘削と埋立の土量バランス、土砂の運搬方法等と共に運河掘削と廃川地埋立造成の同時施工案を考えたとしてもおかしくない、というよりむしろ自然に思える。富山県が作成した「富山運河工事現況図」には「埋築予定地」（「埋立予定地」ではない）と記されている。

また、計画原案は運河新設と廃川地埋立て区画整理を組みあわせる都市計画案になるのであるが、当時の都市計画法では区画整理は耕地整理法を準用するものであった。このことは「計画原案作成者＝赤司」を補強するものである。

なお、全くの推測に過ぎないのであるが、計画原案を提示した大正15年10月の時点で、富山県は既に都市計画による運河新設と廃川地埋立て区画整理のことを考えていたと思っている。それにも拘わらず、県が運河掘削・廃川地埋立てという二つの土木事業を組合せる表現をとったのは、従来から歴代知事の下、土木課で検討してきた廃川地に運河を開削し埋め立てる計画案とのバランスを考えたのではないか、もっと言えば、伝統ある土木課に新興の都市計画地方委員会を並列させたくないという配慮があったのではないか、と思っている。

いずれにしても、計画原案の内容を考えたとき、黒岩より赤司の方がかなり可能性が高いと言える。

計画原案の時期と内容から、計画原案作成に与ったのは、組織で言えば、廃川処分を担当する土木課でなく都市計画富山地方委員会であり、土木技術者で言えば、先任の黒岩隆ではなく赤司貫一技師であると言ってもよさそうである。

赤司貫一は、大正15年の着任以来都市計画富山地方委員会技師を10年余、また昭和3年からは県内務部都市計画課技師を兼務し、富山都市計画の立案、事業実施の中心的役割を果たした¹³⁾。都市計画事業で建設された富山運河の中島閘門は復元後国指定重要文化財に、牛島閘門は復元後国登録有形文化財に、松川の櫻橋は国登録有形文化財になった。運河掘削土砂で埋立て区画整理事業が行われた旧廃川地には、富山県庁舎、日本海電気本社ビル（現北陸電力）、富山放送局等が建ち並び、富山の新しい都心を形成した。平成27年に築後80年を迎えた県庁舎は国登録有形文化財となった。

おわりに

本稿では、昭和3年の富山都市計画の経緯を整理したあと、都市計画の最大の課題となっていた廃川地処分計画の変遷を述べ、富山都市計画の眼目となる運河・廃川地組合せ案は誰が作成したのかについて諸事実を付き合わせて推測した。その結果、次のようなことが分かった。

①神通川越線工事の竣工からほどなく廃川地の問題

が生じたこと

②官民による廃川地処分計画がいくつも提案されたこと

③大正 15 年までの案はいずれも廃川地のみを対象に考える計画であったこと

④大正 15 年 10 月に富山県が富山市に提示した処分案ではじめて下流の運河新設と廃川地埋立造成を組み合わせる計画が打ち出されたこと

⑤計画原案の作成は、都市計画富山地方委員会技師であった赤司貫一が行った可能性が高いこと

今後は、この計画原案が翌年公表された都市計画案にまとめられる過程を調査し、当時の都市計画の実務をみてみたいと考えている。

参考文献

a) 本稿は、筆者「昭和初期の富山都市圏における土木事業と三人の土木技師」東京大学学位論文、2005 年を参考に、新たな知見、解釈、考察等を加え作成したものである

1) 筆者の別稿「昭和 3 年の富山都市計画（その 1）都市計画法適用の特異性及びその背景について」

2) 上記 1)に同じ

3) 富山商業月報明治 43 年 6 月 10 日、4 面

4) 富山日報大正 8 年 5 月 20 日、2 面

5) 筆者「神通川廃川処分をめぐって～土木史研究余話」全建富山第 59 号、p36、2013 年

6) 富山日報大正 14 年 8 月 16 日、2 面。引用文中面積の数字は原文のママで、運河の川幅 30 間を採ればその面積は 6 万坪、面積 10 万坪を採れば幅は 50 間となる

7) 富山日報大正 15 年 10 月 28 日及び同日の北陸タイムス 2 面、富山日報大正 15 年 11 月 6 日、富山日報大正 15 年 11 月 8 日

8) 上記 1)に同じ

9) 黒岩隆、赤司貫一の経歴は高等官履歴による

10) 土木学会編『日本土木史 大正元年～昭和 15 年』土木学会、pp499-505、昭和 40 年 12 月

11) 『北新地郷土誌』北新地農業協同組合、昭和 57 年 1 月、pp3-50

12) 『熊本県土地改良史』熊本県農政部、平成 2 年 3 月、pp110-113

13) 上記 a)に同じ。赤司は富山の後、都市計画愛知地方委員会技師に転任、事実上石川栄耀の後任の役割を果たすことになる

参考写真

上右 神通川廃川地に建つ富山県庁舎 出典「グッドラックとやま」2000 年 7 月号（写真右の白い部分が廃川地、廃川地中央の黒い建物が縣廳舎、左端の黒い筋が松川、上端が神通川）

下左 自宅でくつろぐ都市計画富山地方委員会技師赤司貫一 出典 赤司達氏提供

下右 富山都市計画事業概要 出典「博物館だより」第 45 号、2000 年 10 月



(2016. 4. 11 受付)